

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>
住所
氏名

<譲受人>
住所
氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間〇〇年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人						
譲受人						

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又 は名称	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況			現所有者の氏名又 は名称 (登記簿と 異なる場合)	権利の種類、 内容	権利者の氏名又 は名称
				/10a			

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地			採放 草地
作付(予定)作物									
権利取得後の面積(m ²)									

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
確保しているもの	所有 リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 月 日 月 日

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 月 日 月 日 (直近の実績)

年 月 日 月 日 (見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

様式例第1号の2

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長

年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての〇〇の〇〇は下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住 所
氏 名
譲受人（被設定者） 住 所
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条 件

（農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をする場合は、毎年、その農地（採草放牧地）の利用状況について、農業委員会に報告しなければならない旨記載する。）

(記載要領)

- 1 様式中不要の文字は抹消し、本文には申請に係る権利の種類及び設定又は移転の別を記載する。
- 2 法人である場合においては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 不許可又は却下をする場合にあっては、様式本文中「下記により許可します」とあるのを、「下記理由により許可しません」又は「下記理由により却下します」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地
 名称及び代表者氏名
 譲渡人 住所
 氏名

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者 氏名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式例第1号の4

農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人（受託者）

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

譲渡人（委託者） 住所

氏名

下記農地（採草放牧地）の農地中間管理権（経営受託権）を取得したいので、農地法第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現況			権 利 者 の氏名	権利の種類、内容	

3 取得しようとする権利の種別（以下のうち該当するものに印を付してください。）

- 農地中間管理権（賃借権）
- 農地中間管理権（使用貸借による権利）
- 農地中間管理権（所有権（農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの））
- 経営受託権

4 権利の取得に係る契約の内容

(記載要領)

- 1 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 2 記の3の「取得しようとする権利の種別」には該当する権利にレ点を記載してください。
- 3 記の4の「権利の取得に係る契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（第14号の2）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権 利 の 設 定 又 は 移 転 の 別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日
年 月 日

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、 年 月 日にその効力が生じたので通知します。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式例第1号の6

信 託 関 係 整 理 簿

委 託 者 及 び 信 託 物 件										信特 託記 条す 件べ にき お事 け項 等	売 渡 又 は 貸 付 の 相 手 方									
番 号	信 託 契 約 年 月 日	委 託 者			信託の種類		信 す 託 の 契 約 の 満 了 日	信 託 物 件				申 請 番 号		申 請 年 月 日	住 所	氏 名	耕 作 面 積	許 可 年 月 日	備 考	
		住 所	氏 名	耕 作 面 積	売 渡	貸 付		地 目 類	所 在 番		地 番	面 積 ま た は 量	売 渡							貸 付

(記載要領)

- 1 土地及び立木は1筆ごとに、工作物は1件ごとに、それぞれ1行あけて記載する。
- 2 信託契約1件ごとに、原則として、1行あけて列記する。
- 3 「信託の種類」は売渡、貸付のいずれか、又は両方に○を付す。
- 4 「申請番号」は法第3条の許可申請受付番号を記載する。
- 5 「耕作面積」はそれぞれ信託契約又は許可前の状態による。

農地等の利用状況報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集
の設定を受けた
積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた〕

農地（採草放牧地）について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者〕の氏名等

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集
の設定を受けた
積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた〕

農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

様式例第2号の1

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

番 年 月 日 号

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿が農地法第3条の2第1項第〇〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地(採草放牧地)の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

指令第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者) 住所
氏名
譲受人(被設定者) 住所
氏名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 農地法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当する事由

(記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第3条の3の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

- 1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏名	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者

- 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

- 3 権利を取得した日

年 月 日

- 4 権利を取得した事由

- 5 取得した権利の種類及び内容

- 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 4 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の1の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加をしてください。
- 5 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 6 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 7 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。また、共有物として農地又は採草放牧地の権利を取得した場合であつて、届出者以外にも共有者がいるときは、その人数を記載してください。なお、人数がわからない場合は、その旨を記載してください。
- 8 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

届出者 住所
氏名

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理したので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所							
	都道府県		郡 市		町 村	番地		
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現 況				
	郡 町 市 村				m ²			
	計	m ² (田)	m ² 、畑	m ²				
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細					
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 年間						
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合 計	
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積	棟 数	建築面積
		土地造成			m ²			m ²
		建築物			m ²			m ²
小 計								
工作物								
小 計								
計								
4 資金調達についての計画								
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要								
6 その他参考となるべき事項								

(記載要領)

- 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び同法第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式例第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

都道府県知事
市町村長

殿

譲受人 氏名
譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所							
	譲受人		都道府県	郡市	町村	番地				
	譲渡人		都道府県	郡市	町村	番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
	郡町市村		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称			
					m ²					
	計		m ² (田)	m ² (畑)	m ² (採草放牧地)	m ²				
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		年 月 日から 年間							
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				m ²				m ²
		建築物			m ²				m ²	
小計										
工作物										
小計										
計										
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
		設定 移転								
5 資金調達についての計画										
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
7 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地、をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
					m ²			
計 筆		m ² (田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式例第4号の3

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日
 ○○農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所		氏名		
	申請に係る土地	譲渡人	住所		氏名 外 名		
		所在地番	市 郡 町 村		外 筆		
		地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地 m ² その他 m ²
事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域	
	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）						
工事計画		着工 年 月 日		完了 年 月 日			
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分 許可基準に定める農地の区分の該当事項 該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)	農地		農地	採草放牧地	その他	
		法第4条	所有権に基づく転用 その他()	m ²	m ²	m ²	m ²
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
		割合	%	%	%	% 100%	
		第3種農地	農地の合計面積 (参考) 全体面積		m ²		
	面積	m ²	m ²		m ²		
	割合	%	% 100%		% 100%		
	検討事項		意見		意見決定の理由		
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適 当	不 適 当				
2 資力及び信用	適 当	不 適 当					
3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	適 当	不 適 当					
4 申請に係る用途に滞滞なく供することの確実性	確 実	不 確 実					
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不 確 実					
6 農地以外の土地の利用見込み	確 実	不 確 実					
7 計画面積の妥当性	適 当	不 適 当					
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適 当	不 適 当					
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	な し	あ り					
10 農地の利用の集積への支障の有無	な し	あ り					
11 一時転用である場合には、その妥当性	適 当	不 適 当					
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了					
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産	
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	都市計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)			
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし				
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)			
総合意見							
許可が相当と認められる場合に付すべき条件							

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	

(記載要領)

- 1 「申請に係る土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式例第4号の4

農地法第4条第8項の規定による協議書

年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県		郡市		町村	番地			
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
	郡市町村		登記簿	現況					m ²
	計	m ² (田)	m ² (畑)	m ²					
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細						
		(2) 施設の利用期間	年 月 日から 年間						
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成			m ²			m ²	
		建築物			m ²			m ²	
小計									
工作物									
小計									
計									
4 予算措置等の状況									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
6 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

都道府県知事
市町村長

殿

協議者名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所						
	譲受人		都道府県	市	町	村	番地		
	譲渡人		都道府県	市	町	村	番地		
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称		
	郡市町村				m ²				
	計		m ² (田)	m ² (畑)	m ² (採草放牧地)	m ²			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細						
	(3) 施設の利用期間		年 月 日から 年間						
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期		合計	
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				m ²			m ²		
建築物				m ²			m ²		
小計									
工作物									
小計									
計									
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
		設定	移転						
5 予算措置等の状況									
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
7 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
					m ²			
計 筆		m ² (田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

提出先：

法定協議事前調整申出書							
			申出年月日	年	月	日	
			申出者名				
			担当者及び電話番号				
1 事業計画者	住所						
2 当該計画に係る事業目的				申出に係る権利	(所有権の移転・・・)		
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字		道県 郡村			
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)	田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類及び数量(概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
	工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	
	排水予定地		排水処理方法		排水日量		
道路等関係施設計画							
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者		事業の種類		候補地に関する面積		
					m ²		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外		
	都市計画法第8条の地域、地区の決定		地域地区の種類				
決定なし							
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
 - 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。
- (添付書類)
- 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺 1/10,000程度以上の図面(縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺(おおむね直径 1 km以内の範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
 - 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(縮尺 1/500～1/2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
 - その他参考となるべき資料

様式例第4号の7

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
都道府県名又は市町村名

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名						
	譲渡人	住所	氏名 外 名						
申請に係る土地	所在地番	市町 郡村 外 筆							
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間				
		設定・移転							
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積 (参考)全体面積			
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100%
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外		(告示 年 月 日)				
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外		(告示 年 月 日)				
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外		(決定 年 月 日)				
転用目的									
転用目的に係る事業又は施設の概要	名称	棟数	建設面積			所要面積			
	土地造成					㎡			
	建築物	棟	㎡			㎡			
	小計	棟	㎡			㎡			
	工作物	棟	㎡			㎡			
	小計	棟	㎡			㎡			
合 計		棟	㎡			㎡			
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
		計	m ² (田 m ² 畑 m ²)						
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式例第4号の9

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所						
	譲 受 人									
	譲 渡 人									
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土 地 所 有 者		耕 作 者		
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所	
	計	m ² (田 m ² 畑 m ² 採草放牧地 m ²)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他				
4 転用計画	転用の目的									
	転用の時期	工事着工時期								
		工事完了時期								
	転用の目的に係る事業又は施設の概要									
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要										

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
計 筆		㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
年 月 日
農 業 委 員 会 会 長

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号（第5条第1項第6号）の規定による届出についてはこれを受理し、〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

違反転用事案報告

年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

市町村農業委員会

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生年月日	年 月 日		
違反転用の内容					
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目		
			登記簿	現況	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住 所	職 業	備 考
	土地所有者				
	一般承継人				
	転得者				
	工事請負人				
転用許可処分の内容	許可年月日				
	許可権者				
	許可に係る転用目的				
	許可に付した条件				
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏 名	住 所	職 業	
違反転用に至るまでの経過					
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)				
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

- (添付書類) 1 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)
 2 位置図及び周辺状況図

勸告書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、○○年○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	
			登記簿	現況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

様式第4号の13

処 分 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

命 令 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等 の措置の内容	
原状回復等の措置の 履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿(御社)から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

事業進捗状況管理表

都道府県名又は市町村名

(〇〇年1月～12月許可分)

番号	許可年月日	土地の所在	地番	転用面積 (㎡)	転用事業者名	事業完了 予定時期	進捗報告			完了 報告	備考
							第1回	第2回		
1	年月日	〇〇県〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇〇	(株)〇〇〇	年月日	年月日 ----- 進捗率〇%	年月日 ----- 進捗率〇%		年月日	
2											
3											
}											
XX											
XX											
XX											

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
- 2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

農地所有適格法人報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績			
翌事業年度の計画			

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前 (実績)		
報告対象年度の1年前 (実績)		
報告対象年度 (実績)		
翌事業年度の計画		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者

にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

様式例第5号の2

農地法施行令第16条第2号の規定による指定書

番 号
年 月 日

土地所有者 住所
氏名 殿

都道府県知事

下記2の土地は農地法施行令第16条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。

記

1 土地の所有者の氏名等

氏名	住所

2 指定する土地

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 交換分合により権利を失った土地

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業 の 種 類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
	要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	構 成 員 数	総数		()	()
		農地提供者 ①			
		農業常時従事者 ②			
農作業委託者 ③					

	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社（投資円滑化法第10条）⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権)	()	()	()
	①～⑥以外の者 ⑦			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事する構成員数 ⑧			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数 ⑨			
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備考				

(記載要領)

- 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の

粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。

(1) 農業と併せ行う林業

(2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。

7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。

8 「構成員数」欄には、

(1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。

(2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号へに該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であって、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

農地法第 6 条第 2 項の規定による勧告書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 殿

農業委員会会長

貴法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなることをないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第 6 条第 3 項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあつせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第 2 条第 3 項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容

様式例第7号の1

農委公示第 号

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき公示する。

年 月 日

農業委員会会長

(別紙)

法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 及び住所	

(記載要領)

- 1 「買収すべき土地」欄は、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地又は採草放牧地の全部、又はその法人若しくはその一般承継人以外の者が所有する農地又は採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものの全部について所有者ごとを一括した形で記載する。
- 2 「面積」欄は、登記簿に記載又は記録された地積を記載し、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わる実測に基づく面積を認定したときは朱書をもって併記する。
- 3 相続等により「所有者の氏名又は名称及び住所」欄に記載する所有者と登記名義人とが異なる土地については、その土地の「備考」欄に登記名義人を記載する。
- 4 買収すべき土地が借地でその土地の所有者の所有する竹木があるときは、その種類を「備考」欄に記載する。

様式例第7号の2

農地法第7条第2項の規定に基づく縦覧

別紙の土地は、農地法第7条第1項による買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので同条第2項の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで当農業委員会事務所において縦覧に供する。

年 月 日

農業委員会会長

(別紙)

法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 及び住所	

(記載要領)

- 1 別紙は、様式例第7号の1により公示した別紙による。
- 2 縦覧に供する期間は、公示の日の翌日から起算して1か月とする。

様式例第7号の3

農地法第7条第2項の規定に基づく公示に係る通知

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

別紙のとおり、年 月 日付けで農地法第7条第2項の規定に基づく公示をしましたので、その旨を通知します。

(別紙)

法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地						
買収すべき土地						備考
大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 及び住所	

(記載要領)

別紙は、様式例第7号の1により公示した別紙による。

様式例第7号の4（法人あて）

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

貴法人所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地と認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、下記2の期間内に農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、かつ、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、当該農地又は採草放牧地は買収すべき土地ではなくなりますので、期間内に当該届出を別紙により行ってください。

御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大字	字	地番	地目	面積（㎡）

2 届出に係る期間

年 月 日から 年 月 日まで

（記載要領）

別紙は様式例第7号の5を添付する。

(法人が賃借権等を取得している農地等の所有者あて)

農地法第7条第3項の規定に基づく通知

番 号
年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿所有地のうち下記1の土地については、農地法第7条第1項の規定により買収すべき農地又は採草放牧地であると認められるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、当該土地につき賃借権等を取得している法人から、年 月 日から 年 月 日までの間に、農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の同法第7条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められるときは、買収すべき土地ではなくなります。

また、下記の2の期間に、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除等をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除等をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は農地法第7条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

記

1 買収すべき農地又は採草放牧地

大字	字	地番	地目	面積 (㎡)

2 所有権の譲渡、賃貸借の解除等の期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該土地につき賃借権等を取得している法人から農地法第7条第5項の規定による届出があり、これにつき同条第6項の規定による公示があった場合における期間満了の日は、その公示の日の翌日から起算して3か月以内となります。

(記載要領)

通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第7号の4の2

農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供していた農地等の所有者の探索について

年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

農地法第7条第1項に基づき〇〇農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供していた農地等につき国が買収すべきものと認め、同条第2項に基づき 年 月 日から公示しました。

公示した下記の農地等については、所有者を直ちに確知することができなかったことから、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第18条に基づき、不確知所有者に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が当該農地等に関する所有権の権利の共有持分を有する可能性があることが分かったことから本書類をお送りしております。

つきましては、貴殿が所有権の共有持分を有する場合には、その旨を別紙により〇月〇日（※）までに御返信ください（期日までに御返信がない場合には確知できなかったものとして取り扱わせていただきます）。

記

[農地等の所在等]

農地等の所在・地番	地目	面積（㎡）

(備考)

- 1 農地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 ※については、書面の送付後2週間を経過した日を記載してください。

農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供していた農地等の所有者の探索について（回答）
年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

私は、〇年〇月〇日付で〇〇農業委員会会長から照会があった下記農地等について、所有権の共有持分を有する者であることを申し出ます。

記

農地等の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

農地法第7条第5項の規定に基づく届出

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至った旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前 (実績)		
2年前 (実績)		
1年前 (実績)		
公示日の属する年 (実績又は見込み)		

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

イ 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
届出日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目 (見込み)		
3年目 (見込み)		

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計
農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

4 農地法第2条第3項第3号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

(記載要領)

- 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場

開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。実績はその法人の決算に基づき記載し、実績がない場合は空欄としてください。

4 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)ア農業関係者」及び「3(2)ア農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

様式例第7号の6

農地法第7条第5項の規定に基づく届出がなかった旨の通知

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出が 年 月 日から 年 月 日の間になかったので、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、年 月 日から 年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

様式例第7号の7

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき 年 月 日付け農委公示第 号を公示したが、同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められることから、同項の規定に基づき農委公示第 号は取り消すものとする。

年 月 日

農業委員会会長

様式例第7号の8

農委公示第 号

農地法第7条第1項の規定に基づき 年 月 日付け農委公示第 号を公示したが、同条第5項の規定による届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められないことから、同条第6項の規定に基づきその旨を公示する。

年 月 日

農業委員会会長

様式例第7号の9

農地法第7条第5項の規定に基づく公示の取消しに係る通知

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第7条第3項の規定に基づき 年 月 日付けの通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実であると認められることから、同項の規定に基づき農委公示第 号を取り消したのでその旨を通知します。

農地法第7条第6項の規定に基づく公示に係る通知

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法人の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

年 月 日付け第 号をもって農地法第7条第3項の規定に基づく通知を行ったところですが、貴法人から同条第5項の規定に基づく届出があり、審査の結果、その届出が真実と認められないことから、同条第6項の規定に基づき公示したので、その旨を通知します。

貴法人が、農地法第7条第3項の規定に基づく通知に係る農地又は採草放牧地について、年 月 日から年 月 日の間に所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地は、同条第1項の規定に基づく買収をしないこととなります。

なお、所有権の譲渡、賃貸借の解除等については農地法第3条第1項又は同法第18条第1項の許可が必要であり、御不明の点については、農業委員会にお問い合わせください。

(第2号) 農地・採草放牧地

所有者				住所																		
				氏名又は名称																		
土地の表示				対価		担保権の内容					仮登記上の権利			仮処分の執行に係る権利		賃借権等の内容				備考		
〇〇郡〇〇市区町村						担保権者 住所 氏名 名称 又は	種の 類設 及定 び年 担月 保日 権	順 位	被及 担 保 弁 償 済 権 期 額 日	権利者		仮年 登月 記日 の 設 定	権利者		権年 利月 の日 設 定	権利の相手方			権 利 の 種 類		使 用 料	借及 受 び の 期 始 間 期
大 字	字	地 番	登 記 簿 地 目	面 積 (㎡)	土 地 (円)					竹 木 (円)	住 所		氏 名 名 称 又 は	住 所		氏 名 名 称 又 は	住 所	氏 名 名 称 又 は		住 所		
田畑小計																						
採草放牧地小計																						

(第5号) 立木

所有者	住所						
	氏名又は名称						
物件の表示						対価 (円)	備考
〇〇郡〇〇市区町村							
大字	字	地番	樹種	数量	樹令		
小計							

(第6号) 水の使用に関する権利

所有者	住所			
	氏名又は名称			
内容		対価 (円)	備考	
小計				

(記載要領)

- この買収計画書は、その土地の所有者ごとに作成し、同一世帯に二人以上の所有者がある場合は、各所有者ごとに別紙として作成する。
農地及び採草放牧地は、別様にする事なく、それぞれ一括して記載する。
同一所有者の所有地の上に、先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利（以下「担保権等」という。）がある場合、当該土地は別紙として作成する。
- 「所有者」欄は、所有者が法人である場合、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 附帯施設を買収するときは、土地、建物その他の工作物、立木又は水の使用に関する権利の別に作成し、農業上の利用のため特に必要と認める理由を「備考」欄に記載する。
- 一筆の土地の一部を買収するときは、あらかじめ分筆しておくことが望ましいが、やむを得ない場合には「備考」欄にその旨を記載し、土地の確定に必要な実測図を添付する。
- 土地の表示並びに所有者の住所及び氏名又は名称が登記簿の記載又は記録と一致していない場合は、「土地の表示」欄及び「所有者」欄に、登記簿の記載又は記録を併せて朱書きで記載する。また、農業委員会が登記簿に記載又は記録された地積に代わる実測面積を認定したときは、「面積」欄にこれを併せて朱書きで記載する。

- 6 「対価」欄は、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が買収令書を作成する際に記載する。その土地の上に土地所有者の所有する果樹、茶園、桑樹等の竹木がある場合には、その数量、種類、樹齢等を「備考」欄に記載する。
- 7 「担保権の内容」欄は、その土地の上にある先取特権、質権又は抵当権の各権利ごとに内容（担保権者の住所及び氏名又は名称、担保権の種類、担保権の設定年月日、順位、被担保債権額、被担保債権の弁済期日）を記載する。債務者がその土地の所有者以外のときは、その住所及び氏名又は名称を「備考」欄に記載する。
「仮登記上の権利」の「仮登記の設定年月日」欄は、その土地につき所有権に関する仮登記上の権利の設定年月日のほか、不動産登記法（平成16年法律第123号）第105条第1号又は第2号の別を記載する。
- 8 その土地が年賦償還中のものについては、年賦未済元金を市町村に連絡して「備考」欄に記載する。
- 9 「賃借権等の内容」欄は、その土地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権等があるときは、それらの権利の内容を記載する。
- 10 過失がなくその土地の所有者を確知することができないため、農地法第7条第2項各号のに掲げる事項を通知しなかった場合には、その事由を記載する。
- 11 その土地が差押中であるときは、「備考」欄に差押中である旨及び差押債権者の氏名又は名称（国税滞納処分による差押中であるときは徴税庁の名称）を記載する。

農地法第 8 条第 2 項の規定に基づく通知

番 号
年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿が先取特権、質権若しくは抵当権又は所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に関する権利を有する下記の土地について農地法第 7 条第 1 項の規定による買収を行うこととなりましたので、対価の供託の要否を 年 月 日までに地方農政局長に申し出ることが必要であることを同法第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 買収に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 買収に係る土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 その他必要な事項

(記載要領)

- 1 通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第7号の13

農委公示第 号

農地法第9条第1項の規定に基づき地方農政局長から下記の土地に係る買収令書の謄本の交付を受けたので、同条第3項の規定に基づきその旨を公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

土地の表示						所有者の住所及び氏名 又は名称	買収の期日	備考
市町村	大字	字	地番	登記簿地目	面積 (㎡)			

(記載要領)

- 1 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 別添として地方農政局長から交付を受けた買収令書の謄本を添付する。

農地法第9条第3項の規定に基づく縦覧

別添のとおり地方農政局長から買収令書の謄本の交付を受けたので、農地法第9条第3項の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日までの間当農業委員会事務所において縦覧に供する。

年 月 日

農業委員会会長

(記載要領)

- 1 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 2 別添として地方農政局長から交付を受けた買収令書の謄本を添付する。

様式例第7号の15

買 収 令 書					
番 号			年 月 日		
所有者 住所 氏名		}	殿		
〔 登記名義人 住所 氏名 〕					
地方農政局長					
農地法第7条及び第12条の規定による買収を下記により行います。					
買収の期日		年 月 日			
対価の支払額	農地	採草放牧地	附帯施設	計	
	円	円	円	円	
対価の支払方法					
買収に係る農地又は採草放牧地及び附帯施設		別紙のとおり			
〔		<ul style="list-style-type: none"> ○ その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所 ○ その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積 ○ その農地又は採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所 			
農地等売渡対価の未償還元金及び利子		未償還元金	利子	計	
		円	円	円	
支払額内訳					
氏名	支払額	備考	氏名	支払額	備考

(裏面)

(留意事項)

- 1 この買収令書は農地法第9条及び第12条の規定により交付されるものです。
- 2 買収の期日までに国が対価の支払又は供託をしたときは、買収に係る農地又は採草放牧地及び附帯施設の所有権は、その期日に国が取得します。
また、その農地又は採草放牧地及び附帯施設の上にある先取得権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地及び附帯施設についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地及び附帯施設についての所有権に関する仮処分の執行はその効力を失うこととなります。

- 3 国が買収の期日までに対価の支払又は供託をしないときは、この買収令書は効力を失います。
国が会計法（昭和22年法律第35号）第21条第1項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時に対価の支払をしたときとみなされます。
- 4 対価の支払方法が、当地払いとなっているときは官署支出官から小切手により、隔地払いとなっているときは官署支出官からの国庫送金通知書により又は口座振込みにより支払います。
- 5 この買収令書の受領後から対価を受け取るまでに相続があった場合は、国庫送金通知書に指定された支払機関に次のものを添えて支払機関に御持参ください。
 - (1) 被相続人の除籍謄本
 - (2) 対価支払請求権を相続した全員の印鑑証明書及び戸籍抄本
 - (3) 相続を放棄した他の人の相続放棄承認書
- 6 この買収令書を紛失したときは直ちにこの買収に係る農地又は採草放牧地を管轄する農業委員会又は地方農政局長に届け出てください。

【教示】

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。
ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。
なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

- 1 通知の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、所有者氏名は所有者である法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては「農林水産大臣」、沖縄県にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。
- 3 同一所有者の所有する土地のうち、担保権等のある土地に係る買収令書は、担保権等のない土地と区別して作成し、交付する。
- 4 別紙は、買収計画書の写を所有者ごとに仕分し、農地又は採草放牧地（及び附帯施設）に関する計画書を一括して添付する。
- 5 「買収によって消滅する担保権の種類及び権利者の住所氏名」欄は、法人の場合においては1と同様に記載する。
- 6 この買収令書は、所有者が知れないとき、その他買収令書の交付のできない場合においても作成する。
- 7 「対価の支払額」欄及び「農地等売渡対価の未償還元金及び利子」の欄は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）を適用した金額を記載する。
- 8 「対価の支払方法」欄には、次の区分に従って記載する。
 - (1) 所有者に支払う場合
「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
 - (2) 供託する場合
「供託する。」と記載する。
- 9 「支払額内訳」欄の「備考」欄には、「氏名」別に「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
- 10 買収令書の交付の相手方が、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合で、相手方の保護者（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人）が買収令書を受け取るときは、相手方の戸籍謄本以外に保護者であることが確認できる書類を徴収するものとする。
- 11 「教示」の下線の部分は、北海道の場合は記載しない。

様式例第7号の16

番 号

農地法（昭和27年法律第229号）第9条第1項の規定による買収令書の交付をすることができないので、同条第2項の規定に基づき、その内容を公示する。

年 月 日

農林水産大臣

- 1 買収に係る農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 買収に係る農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 3 買収に係る農地又は採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又は農地又は採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合に、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所
- 4 買収の期日
- 5 対価
- 6 対価の支払の方法（農地法第10条第2項又は第3項の規定に基づき対価を供託する場合には、その旨）
- 7 その他必要な事項

（記載要領）

農地法第12条の規定により附帯施設を併せて買収する場合は、1から3までの「農地又は採草放牧地」を「農地又は採草放牧地及び附帯施設」と読み替えの上、その内容を記載する。

(2) 各筆対価算定調書 (その1)

(1) 土地の表示					(4) 土地の価額の算定			
所在	地番	登記簿地目	面積 (㎡)		農業 事 情 が 類 似 す る 内 容			
(2) 買収対価								
区分	数量又は種類 (㎡)	単価 (円)	価額 (円)	備考				
土 地	① 土地							
	② 権利							
	③ 必要費							
	④ = ①-②-③							
⑤ 竹木	本 ㎡							
計 ④+⑤								
(3) 土地の権利関係等の概況						位置・形状・ 環境及び 収益性等		
自作借入地別	1 自作地 2 借入地 3 その他			権利の価額				
権 利	耕作権	有 無	1 地上権 2 永小作権 3 賃借権 4 使用貸借による権利 5 その他()	有 無				
	耕作権以外の 使用収益権	有 無	1 区分地上権 2 地役権 3 その他()	有 無				
	担保権等	有 無	1 先取特権 2 質権 3 抵当権 4 仮登記 5 仮処分					
竹 木	有 無	1 土地構成物として買収 2 別途買収 3 買収せず						
有 益 費	有	事業主体	1 国 2 都道府県 3 土地改良区 4 市町村等 5 個人					
	無	種 類	1 農道 2 灌漑 3 圃場 4 農用地造成 5 災害 6 その他					
必要費	有 無	1 災害復旧 2 修繕 ()						

(2) 各筆対価算定調書 (その2)

近 傍 農 地 の 取 引 価 格 比 準 方 式	評定者価額					
	評定者の氏名					
	評定者の所属・職等					
	比 準 地	比準地の表示				
		取引価額		円	円	
		10a当たり取引価格		円	円	
		買収農地の10a 当たり 評定価格		円	円	
	比 準 地 II	比準地の表示				
		取引価額		円	円	
		10a当たり取引価格		円	円	
		買収農地の10a 当たり 評定価格		円	円	
	比 準 地 III	比準地の表示				
		取引価額		円	円	
		10a当たり取引価格		円	円	
		買収農地の10a 当たり 評定価格		円	円	
買収農地の10a 当たりの平均 評定価格			円	円		
上記評定価格の基礎は別紙「農地等価格評定調書」のとおり。						
①対価算定に用いた評定 価額		円	②買収農地の面積	㎡	買収農地の価額 ①×②+③	円
③舗装等に係る築造費		円			(対価算定に用いた評定価格決定の根拠)	

(2) 各筆対価算定調書 (その3)

(5) 権利の価額の算定													
(a) 権利の価額													
権利の価額	円		内 訳										
	耕作権の価額		円		耕作権以外の権利の価額								
(b) 耕作権の価額													
耕作権の種類・内容	権利の種類		設定年月日										
	存続期間の定め		有 無	始期及び存続期間		～							
	権利の内容												
算定方式	a 近傍類似農地の自作借入地価格差比率方式												
	b 近傍農地の自作借入地価格差比率方式												
a 方式	自作地		借入地		10 a 当たり耕作権価格		買収農地の耕作権価格						
	採用した取引事例数	件	件										
b 方式	自作地		借入地		10 a 当たり耕作権価格割合		買収農地の土地の耕作権価額						
	採用した取引事例数	件	件										
算定の基礎 (a 方式 b 方式に共通)	所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額 (円)	10 a 当たり価額 (円)	所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額 (円)	10 a 当たり価額 (円)	耕作権価格割合 (%)
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
10													
平均値						円						円	%
備考													

(2) 各筆対価算定調書 (その4)

(6) 竹木の価額				
樹種	数量 本 (㎡)	単価 (円)	価額 (円)	
計				
算定の基礎は「附帯施設の対価算定調書」の「第2表立木」とおり。				
(7) 必要費				
種類	支出した必要費 の額 (円)	償還時期	買収期日における 複利現価額 (円)	備考
計				
必要費の算出の基礎				

農地等価格評定調書

評定年月日					(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等					
評定者										
所属職 氏名										
評定価格										
評定すべき農地				評定価格 (10 a 当たり)		(b) 取引事情				
所在	地番	地目	面積 (㎡)							
				円		(c) 評定価格及びその評定の基礎				
評定の基礎						① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円				
						② 評定の基礎				
(1) 評定すべき農地の位置・形状・環境及び収益性					(4) 比準地 (Ⅲ)					
					所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額	
									総額	円
(2) 比準地 (Ⅰ)									10 a 当 たり	円
所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額		(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等				
				総額	円	(b) 取引事情				
				10 a 当 たり	円					
(a) 比準地の位置・形状・環境・収益性等					(c) 評定価格及びその評定の基礎					
					① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円					
					② 評定の基礎					
(b) 取引事情					(5) 平均評定価格					
					比準地 (Ⅰ)		比準地 (Ⅱ)		比準地 (Ⅲ)	
					円		円		円	
(c) 評定価格及びその評定の基礎					10 a 当たり評定 価格					
① 評定価格(10 a 当たり) _____ 円					割合		$\frac{(Ⅱ)}{(Ⅰ)}$		$\frac{(Ⅰ)}{(Ⅲ)}$	
② 評定の基礎							$\frac{(Ⅲ)}{(Ⅰ)}$		$\frac{(Ⅱ)}{(Ⅲ)}$	
(3) 比準地 (Ⅱ)										
所在	地番	地目	面積 (㎡)	取引価額						
				総額	円					
				10 a 当 たり	円					
					評定価格の合計 額		円	平均評定価格10 a 当 たり(評定価額)		円

比 準 価 格 算 定 表

1 事例地の所在及び地番等

番号	所在及び地番	取引時点	取引価格	取引の事情
1			円	
2				
3				
4				

2 対象地の所在及び地番

3 価格判定の基準日 年 月 日

4 価格の算定

事例地番号	事例地の価格	事情補正	時点修正	地域要因の比較	個別的要因の比較	比準価格
1	円					円
		$\times \frac{100}{()}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	=
2		$\times \frac{100}{()}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	=
3		$\times \frac{100}{()}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	=
4		$\times \frac{100}{()}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	$\times \frac{()}{100}$	=
価格の査定						円

田地調査及び算定表

その1

		地 域 要 因								
条件	項 目	細 項 目	取引事例地No. の属する地域			評価対象地の属する地域			格 差	計
			内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容		
交通・接近条件	交通の便否	集落との接近性	最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る				$\frac{(\quad)}{100}$
		出荷的集荷地との接近性	集落から集荷地まで約 () m 優る 普通 劣る			集落から集荷地まで約 () m 優る 普通 劣る				
	農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る					
自然条件	地 勢	傾斜の方向	() 向 優る 普通 劣る			() 向 優る 普通 劣る				$\frac{(\quad)}{100}$
		傾斜の角度	() 度 優る 普通 劣る			() 度 優る 普通 劣る				
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る				
		かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る 普通 劣る 劣る			
	災害の危険性		水害の危険性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			
		その他の災害の危険性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
宅地化条件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	有る やや 無し 有る 有る 無し			有る やや 無し 有る 有る 無し				$\frac{(\quad)}{100}$
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い			弱い 普通 強い				$\frac{(\quad)}{100}$
	行政上の助成の程度	補助金・融資金等による助成の程度	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				
その他	その他	その他	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				$\frac{(\quad)}{100}$
地域要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	宅地化条件	行政的条件	そ の 他	合 計		
			$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔七次改訂〕(国土交通省土地・建設産業局地価調査課)」の農地価格比準表に準じるものとする。

その2

個 別 的 要 因								
条件	項 目	細 項 目	取引事例地No.		評価対象地		格 差	計
			内 容		内 容			
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性	最寄集落まで約 () m		最寄集落まで約 () m			() 100
			優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
		農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
自然条件	日照の状態	日照の良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
		土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る		
			保水の良否	保水の日数約 () 日		保水の日数約 () 日		
				優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る			
	かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
		排水の良否	優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
	災害の危険性	水害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
		その他の災害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			() 100
画地条件	耕耘の難易	地 積	画地の地積 () アール		画地の地積 () アール			
			優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る				
		形 状	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
	管理の程度	障害物による障害度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
		価格水準が低い地域	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る		
		価格水準が中位の地域	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る		
	価格水準が高い地域	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る	普通 やや 劣る	相当に劣る 極端に劣る		100×() 100	

行政的 条件	行政上の 規制の程 度	行政上の規制の程 度	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い		
	行政上の 助成の程 度	補助金・融資金等 の助成の程 度	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
その 他	その他	そ の 他	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
個別的要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	画地条件	行政的条件	その他	合計		
			$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times

畑地調査及び算定表

その1

		地 域 要 因				格 差	計							
条件	項 目	細 項 目	取引事例地No. の属する地域		評価対象地の属する地域									
			内 容	内 容	内 容	内 容								
交通・ 接近 条件	交通の便否	集落との接近性	最寄集落まで約 () m		最寄集落まで約 () m			$\frac{(\quad)}{100}$						
			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	
		出荷的集荷地との 接近性	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	
		農道の状態	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		
自然 条件	地 勢	傾斜の方向	() 向傾斜		() 向傾斜			$\frac{(\quad)}{100}$						
			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	
		傾斜の角度	() 度		() 度									
		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る		やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		
	土壌の状態	土壌の良否	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	
	排水の良否	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る							
	災害の危険性	水害の危険性	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る						
宅地 化 条件	宅地化等の影 響の程度	宅地化等の影響	有る	やや 有る	無し	有る	やや 有る	無し		$\frac{(\quad)}{100}$				
行政的 条件	行政上の規制 の程度	行政上の規制の程 度	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い						
	行政上の助成 の程度	補助金・融資金等 による助成の程 度	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$				
その 他	その他	その他	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$				
地域要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	宅地化条件	行政的条件	そ の 他	合 計						
			$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	$=$	$\frac{(\quad)}{100}$	

(注) 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔七次改訂〕(国土交通省土地・建設産業局地価調査課)」の農地価格比準表に準じるものとする。

その2

個 別 的 要 因								
条件別	項 目	細 項 目	取引事例地No.		評価対象地		格 差	計
			内 容		内 容			
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性	最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		最寄集落まで約 () m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			() 100
		農道の状態	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			
自然条件	日照の状態	日照の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			() 100
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			
		礫の多少	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			
		作土の深さ	作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		作土層 () c m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			
		排水の良否	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
災害の危険性	災害の危険性	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る				
画地条件	耕耘の難易	地 積	画地の地積 () アール 優る 普通 劣る		画地の地積 () アール 優る 普通 劣る			100×() 100
		傾斜の角度	() 度 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		() 度 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る			
		形状不整及び障害物による障害の程度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			
	管理の程度	価格水準が低い地域	普通 やや 劣る 優る 優る		普通 やや 劣る 優る 優る			
		価格水準が中位の地域	普通 やや 劣る 優る 優る		普通 やや 劣る 優る 優る			
		価格水準が高い地域	普通 やや 劣る 優る 優る		普通 やや 劣る 優る 優る			

行政的 条件	行政上の 規制の程 度	行政上の規制の程 度	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い		
	行政上の 助成の程 度	補助金・融資金等 の助成の程 度	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
その他	その他	そ の 他	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
個別的要因の比較			交通・接近条件	自然的条件	画地条件	行政的条件	その他	合計		
			$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times	$\frac{(\quad)}{100}$	\times

(記載要領)

[総括的事項及び農地等対価算定総括表]

I 総括的事項

- 1 農地等対価算定調書は、買収に係る農地等の実態を関係書類及び現地調査により確認して作成する。
- 2 農地等対価算定調書を作成する手順は次のとおりとする。
 - (1) 当該農地等の位置、形状、環境、収益性等及びその農地等の上にある権利・地上物件を明らかにする。
 - (2) 「農地等価格評定調書」により必要な調査・計算等を行い、評定の結果を各筆対価算定調書（その2）へ転記する。
 - (3) その農地等の上にある権利の価額、竹木の価額及び必要費の算定を行い、その結果を各筆対価算定調書（その3）及び（その4）へ転記する。
 - (4) 各筆対価算定調書（その2）の「買収農地の価額」、各筆対価算定調書（その3）の「権利の価額」、各筆対価算定調書（その4）の「竹木の価額」、「必要費」を各筆対価算定調書（その1）の「(2)買収対価」欄に転記し、農地等対価算定総括表を作成する。

II 農地等対価算定総括表

- 1 「所有者の住所氏名」欄には、所有者が法人である場合、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 「地目」欄には登記簿の地目を記載する。

[各筆対価算定調書（その1）]

- 1 「(2)買収対価」欄について
 - (1) 各筆対価算定調書（その2）から（その4）までの結果を転記し、必要な計算をする。
 - (2) 「土地」欄の単価は、10a当たりの平均価格を記載する。
 - (3) 「権利」欄は、数量又は種類に権利の種類及び当該対象面積を記載し、「単価」欄は10a当たりの価格を記載する。
 - (4) 「必要費」欄は、単価がない場合斜線を引く。
 - (5) 「竹木」欄は、数量又は種類に樹種とその数量を記載する。
- 2 「(3)土地の権利関係等の概況」欄は、該当するものを○でかこむ。
- 3 「(4)土地の価額の算定」欄について

位置・形状・環境・収益性等については、買収に係る農地等及びその近傍土地の地価形成上の主要な個別的要因を記載する。したがって、具体的事案において記載すべき要因をあらかじめ定めることは困難であるが、一応共通して考えられる個別的要因は、次のとおりである。

 - ア 位置……集落との接近の程度、農道の状態等
 - イ 形状……耕うんの難易等
 - ウ 環境……日照の状況、土壌の状況、かんがい排水の状態、災害の危険性等
 - エ 収益性……単位面積当たり収穫量等
 - オ 一般の取引における価格形成上の諸要素……行政上の規制の程度、宅地化等の影響の程度 等

[各筆対価算定調書（その2）]

- 1 本調書は、評定者が作成した農地価格評定調書より転記する。
- 2 「対価算定に用いた評定価額」欄は、これを求める方法として、評定者ごとの「買収農地等10a当たりの平均評定価格」の値を平均して用いる場合、評定者の平均評定価格を基礎として別の評定者の平均評定価格を修正して求める場合があるが、最終的に採用された評定価格を記載する。
- 3 「対価算定に用いた評定価格決定の根拠」欄は、評定者ごとの平均評定価格から対価算定に用いた評定価額を決定した方法及び理由を記載する。

[各筆対価算定調書（その3）]

- 1 「(5) 権利の価額の算定」について
 - (1) 存続期間の定めのある耕作権は、当該耕作権の買収時の契約に係る始期及び終期の年月を記載する。
 - (2) 「権利の内容」欄は、いわゆる慣行耕作権、用途制限等の地価形成に影響する事項を記載する。
 - (3) 「算定方式」欄については該当するものを○でかこむ。
- 2 近傍似類似農地等の自作借入地価格差比準方式について
 - (1) この欄は、買収に係る農地の近傍類似の農地等であって自作地であるものの最近1年間における取引価額と買収に係る農地等の近傍類似の農地等であって買収に係る農地等における耕作権と類似の耕作権があるものの最近1年間における取引価額との10a当たりの差額を求め、これに買収に係る農地等の面積を乗じて算出する。
 - (2) 「算定の基礎」欄は、採用した取引事例を事例ごとに記載するが、自作地、借入地ともに買収農地等の近傍類似地であるものを採用して記載する。なお、a方式を採用するときは「耕作権価格の割合」を記載しなくてもよい。
- 3 近傍農地の自作借入地価格差比準方式について
 - (1) この欄の記載に当たっては、買収に係る農地等と農業事情が類似する区域内にある農地等であって買収に係る農地等の上にある耕作権と類似の耕作権があるものの最近3～5年間における10a当たりの取引価格とその取引価格に係る農地等の近傍類似の自作地の10a当たりの取引価格との差額を求め、当該自作地の10a当たりの取引価格に対する割合を、買収に係る農地等の土地の価額に乗じて算出する。
 - (2) 「算定の基礎」欄の取引事例は、取引がほぼ同じ時期に行われた自作地と借入地の一対を単位とし、一対以上を採用する。
 - (3) 「算定の基礎」欄の耕作権価格の割合の平均値は、上記の(2)によって採用した自作地と借入地の一対ごとに求めた耕作権価格の割合を集計した総数を採用した取引事例数で除して求める。
 - (4) 買収農地等の土地の価額は、各筆算定調書(その1)の(2)買収対価欄の土地価額を転記する。

[各筆対価算定調書（その4）]

- 1 「必要費」の「種類」欄は、例えば○年○号台風の災害復旧、○年用水施設修理費等とその必要費を支出した根拠と内容を記載する。
- 2 特別の必要費とは、天災その他一般に予期することのできない事情に基づいて支出を要した費用であり、通常必要費とは物の本来の性状を維持するための費用のうち特別の必要費以外の必要費であるから、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第7の3の(1)のイの(ウ)に定める区分により必要費を算定する。
- 3 必要費に係る工事等の種類ごとにその内容、施工者及び必要費算出の基礎を記載する。

[農地等価格評定調書]

- 1 精通者に評定を依頼する場合には、自由に評価するのではなく評定の観点、算定方法等を指示して行うものとする。
- 2 事務処理要領別紙1の第7の3の(1)のエの(イ)により精通者に評定を委託する場合の精通者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第3号に規定する不動産鑑定業者、銀行、不動産の鑑定評価について信用ある法人等であること。
- 3 評定すべき農地及び比準地の位置、形状、環境及び収益性等については、各筆対価算定調書(その1)の記載要領3と同じ趣旨により記載する。
- 4 各比準地は耕作目的の通常の取引と認められるものを採用する。
- 5 「各比準地」欄の取引事情は、その農地等の価格に影響を及ぼす取引事情を記載する。
- 6 評定価格及びその評定の基礎については、事務処理要領別紙1の第7の3の(1)のアを参照して記載する。
- 7 比準価格算定表により求められた各事例地の比準価格等を基礎として、本調書を作成する。

[比準価格算定表（田地、畑地調査及び算定表）]

- 1 本表は、農業委員会等の協力を得て、現地調査により作成する。
- 2 本表を作成するに当たっては「土地価格比準表〔七次改訂〕（国土交通省土地・建設産業局地価調査課）」に準じるとともに、土地価格比準表中、農地価格比準表を参考とする。
- 3 本表において、高度化施設用地等に係る比較を行う場合には、「土壌の良否」、「礫の多少」、「作土の深さ」については、記載不要とする。

様式例第7号の18

令第19条第2項第1号による算定調書

a 粗収入	b 農業経営費	c 純収益 a - b	d 還元利回り	e 収益価格 c ÷ d

(記載要領)

10 a 当たり金額で計算を行い、収益価格の欄の金額に算定対象面積を乗じて対価算定をする。

様式例第7号の19

令第19条第2項第2号による算定

素地価格						土地改良又は 保全等の工事 費等 b	算定価格 a + b
取得価格	事情補正	時点修正	個別要因補正	地域格差補正	標準化した素地 価格 a		

(記載要領)

10 a 当たり金額で計算を行い、算定価格の欄の金額に算定対象面積を乗じて対価算定をする。

様式例第7号の20

令第19条第2項第3号による算定調書

算定対象土地の固 定資産税評価額 a	算定対象土地の近 傍の土地の固定資 産税評価額 b	算定対象土地の近 傍の土地の価額 B	固定資産税評価額 の比率による価額 $\left(a \times \frac{B}{b} \right)$	修正率	算定価格

(記載要領)

- 1 本算定方法の採用に当たっては、算定対象土地の価額と固定資産税評価額が比例することを確認する。
- 2 近傍の土地として農地を採用する場合は、農地の取引が追加的地片取引のため売買価格の割高分を修正する (修正率 : 100分の55)。

令第19条第2項第3号による算定調書

算定対象土地の 固定資産税評価額 a	倍率 c	算定価格 a × c

(記載要領)

- ・ 倍率とは、買収すべき土地の所在する地域における「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」(国税庁)の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」に記載の当該土地の地目の倍率をいう。

第2表 立木

整理 番号	立木の所在		樹種	市場価格があり 伐期到達			市場価格があり 伐期未到達			市場価格がない			算定合計	
	所在	番号		数量	単価 円	価額 円	数量	単価 円	価格 円	数量	単価 円	価格 円	数量	価格 円

第3表 工作物

整理 番号	工作物の 所在		工作物 の種類	推定再 築造費 (P)	耐用年数 (m)	経過年数 (n)	築造費又は取 得費のうち所 有者が負担し た分の割合 (Q)	算定価額 $P \left[\frac{m-n}{m} \right] Q$ 円
	所在	地番						

第4表 権利の価額

整理 番号	権利の存する土地の 表示				権利の 種類	権利の 内容	契約 期間	残存 期間	権利の価額 円	権利の価額の算出 基礎 円
	所在	地番	地目	面積 m ²						

(記載要領)

1 第1表について

- (1) 買収土地の条件が異なるため買収土地の近傍農地を2以上設定した場合は、付属1から4までについて設定数に応じて作成する。
- (2) 買収土地の近傍の農地の評価額の算定基礎となった資料を別紙として添付する。
- (3) 取引価額については、売買契約書、代金領収書、聴取等を基礎に記載する。

2 第2表について

立木の種類が果樹その他これに類するものにあつては、「市場価格があり伐期到達」欄に収益樹の算定結果を記載し、「市場価格がない」欄に未収益樹の算定結果を記載する。